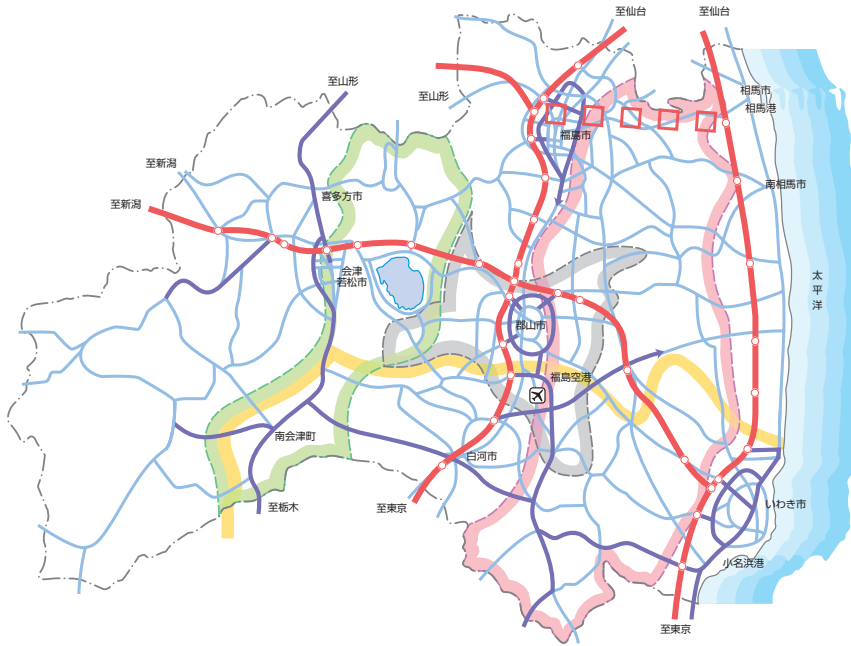




福島県広域道路網マスタープラン

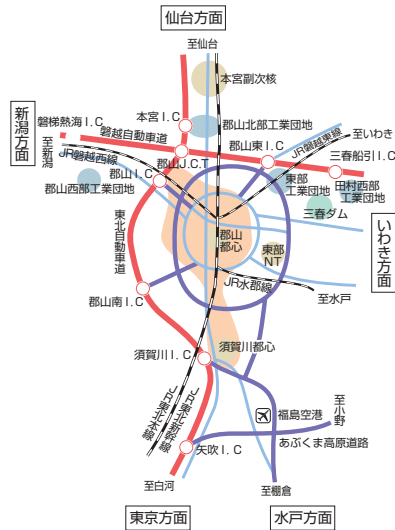


凡	例	考
路線表示区分	表示方法	
高規格幹線道路		・市街及び幹線計画区域(重要中核街含む) ・基本計画及び予定道路位置
広域道路 (交通促進型)		・本県のトラフィック機能確保のため、整備の目標として特に構造上の強化を図ろうとする道路
広域道路 (地域形成型)		・沿道からのアクセス性に配慮した道路

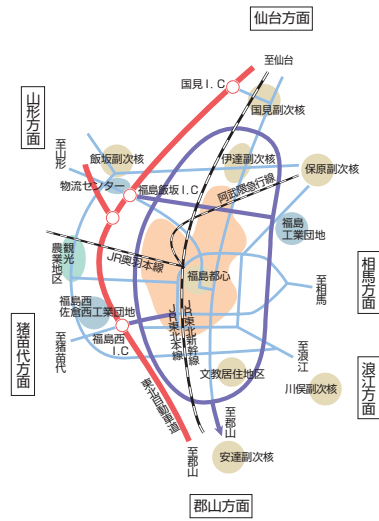
凡例(プロジェクト)

- 阿武隈地域総合開発事業
- 郡山地域高度技術産業集積活性化計画
- 会津フレッシュリゾート構想
- 21世紀FIT構想

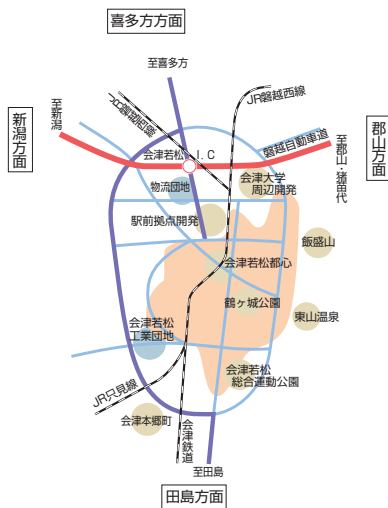
郡山都市圏拡大図



福島都市圏拡大図



会津若松都市圏拡大図



いわき都市圏拡大図



これは今後の道路整備のマスタープランであり、具体的な路線のルート、位置等を規定するものではありません。

● 広域道路は、次の2つから構成されます。

1. 広域道路(交流促進型)

本線のトラフィック機能確保のため、整備の目標として特に構造上の強化を図ろうとする道路。

(例えば、自動車専用道路や交通の円滑性確保のため交差点を立体化する道路など)

さらに、交流促進型区間は、構造規格により以下の3タイプに区分されます。

Aタイプ：自動車専用道路

Bタイプ：自動車専用道路に準じた規格の高い道路

B'タイプ：平地山地部等で交差道路が少ないため、特に立体交差を行わなくても平面交差点間隔(分合流のみを除く)が1km以上となるタイプ。

※ただし設計速度は80km/hまたは60km/hを確保するものに限る。

(現況がアクセスの少ない道路であっても、将来沿道開発が可能な区間は立体交差等考慮しなければならず、このタイプには該当しない)

広域道路(交流促進型)の基本的考え方

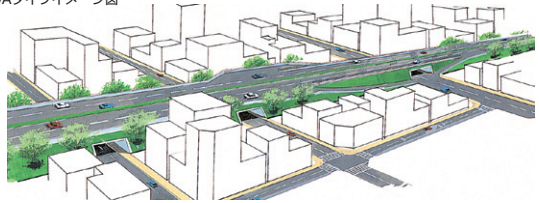
(広域道路として選定した路線のうち、特に、アクセスコントロールを行い速達性を高める以下の道路を広域道路(交流促進型)とする。)

- 1 高規格幹線道路を補完する道路
- 2 都市圏における規格の高い環状ネットワークを形成する道路
- 3 都市圏における都心と高速ICを直結する道路
- 4 地域開発の核となる区域と高速ICを直結する道路

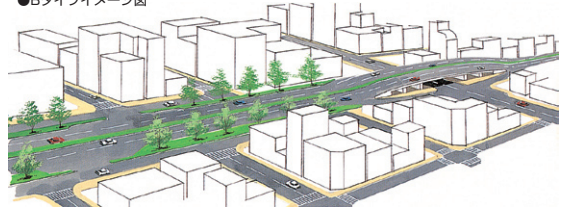
・車線数は原則として4車線以上

・連続した中央分離帯の設置、交差点の立体化、アクセス交通を処理するための副道の設置等により、一定のアクセスコントロールを行うもの。

広域道路(交流促進型)
●Aタイプイメージ図



●Bタイプイメージ図



●B'タイプイメージ図



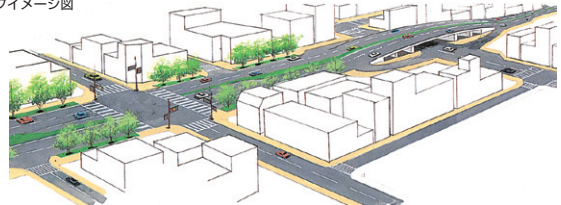
・やむを得ず平面交差点(分合流のみを除く)を設ける場合でも、交差点の間隔は1km以上を基本とし、これにより難しい場合でも、周辺道路網や土地利用状況等地域の実情に応じ、本線のトラフィック機能が確保できる間隔を保つもの。

Cタイプ：

2. 広域道路(地域形成型)

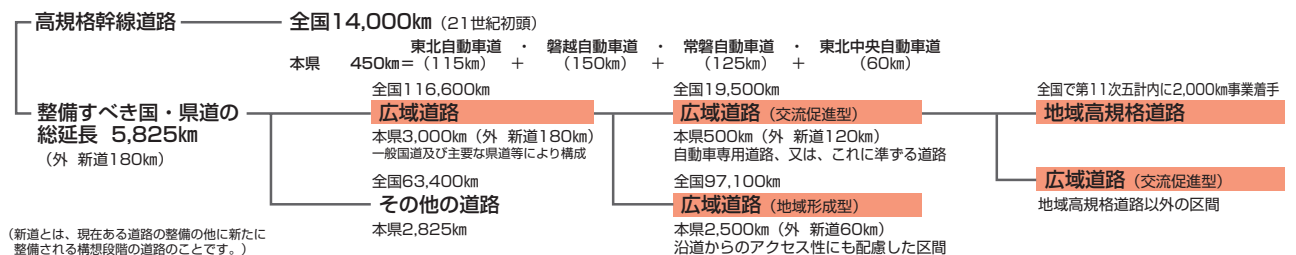
沿道からのアクセス性にも配慮した上記1以外の道路

広域道路(地域形成型)
●Cタイプイメージ図



ひとくちメモ

福島県の将来の道路の姿





7 高速道路

高規格幹線道路とは

高速道路の計画

高速自動車国道11,520kmは、一般国道の自動車専用道路2,480kmと連携し、全長14,000kmの高規格幹線道路網を形成するもので、21世紀初頭の完成目標のもと、整備が進められています。

高規格幹線道路網は、首都圏など大都市だけに人口や経済力が集中するのではなく、全国各地域がバランスよく発展していくために必要で大切な社会資本として、昭和62年に閣議決定された第四次全国総合開発計画（四全総）に基づき計画が決定されたものです。これが完成すると、全国の地方生活圏から概ね1時間以内で高速交通ネットワークを利用できるようになります。

● 県内の高速自動車国道の整備状況

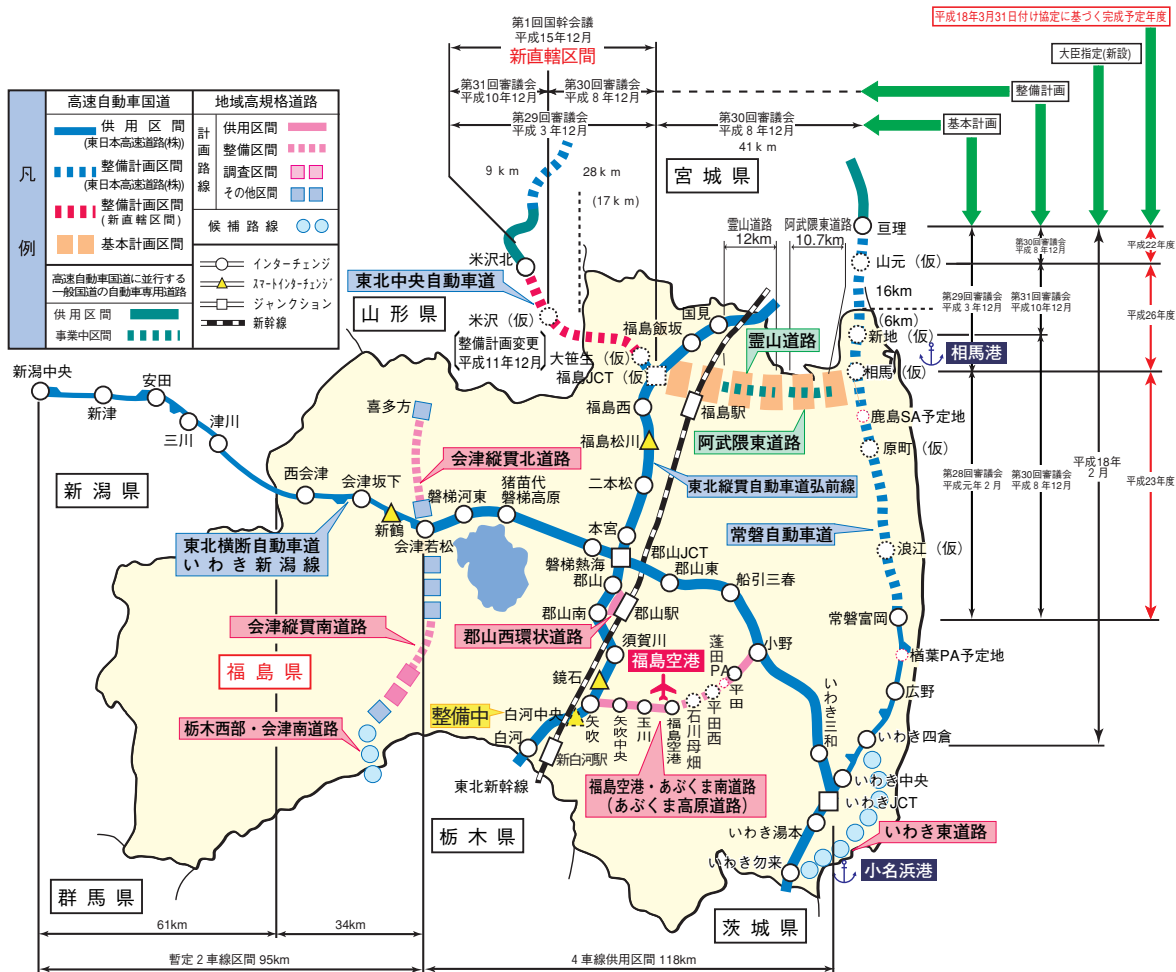
平成21年3月末

	県内 計画 延長	内 訳				供用率 (%)
		予定 路線	基本 計画	整備 計画	現供用 延長	
東北縦貫 自動車道	116	0	0	0	116	100
東北横断 自動車道	152	0	0	0	152	100
常 磐 自動車道	128	0	0	61	67	52
東北中央 自動車道	58	0	41 (23)	17	0	0
計	454	0	41	78	335	74

()内は高速自動車国道に並行する一般国道の自動車専用道路 (A') で内数

県内の高速自動車国道

福島県内高速自動車国道及び地域高規格道路整備状況



※高速自動車国道に並行する一般国道の自動車専用道路：A'
 ・渋滞解消や防災対策など国道が有する課題に緊急に対応する観点から、一般国道のバイパスを高速自動車国道との二重投資を避けるために自動車専用道路として整備し高速自動車国道の機能を当面代替することが可能な路線

高速道路建設の手順

計画決定まで
予定路線

国土開発幹線自動車道建設法（第3条）

国土開発幹線自動車道建設会議

会長は委員の互選により選出
衆議院議員（6人）、参議院議員（4人）、学識経験者（10人以内）

決定すること

- (1)建設線の区間 (4)設計速度
- (2)建設線の主たる経過地 (5)道路等との主たる連結地
- (3)標準車線数 (6)建設主体

基本計画の決定

(国土交通大臣)

国土開発幹線自動車道建設法（第5条）

環境影響評価

環境影響評価法

国土開発幹線自動車道建設会議

決定すること

- (1)経過する市町村名 (4)連結位置及び連結予定施設
- (2)車線数 (5)工事に要する費用の概算額
- (3)設計速度 (6)その他必要な事項

※整備計画の決定にあたっては、あらかじめ関係都道府県等の意見を聴取。

整備計画の決定

(国土交通大臣)

新直轄方式による整備

高速自動車国道法（第6条）

高速道路株式会社による整備

道路整備特別措置法（第3条）

高速道路株式会社による整備手順

協定

会社と機構が協定を締結。（機構法第13条及び会社法第6条）

国土交通大臣による許認可

機構が作成する業務実施計画の国土交通大臣による認可
(機構法第13条及び会社法第6条)
会社に対する国土交通大臣による事業許可。
(機構法第13条及び会社法第6条)

路線発表
事業概要説明

事業の概要説明を行う。

(平成18年3月31日)

中心杭設置

測量を行い中心杭を現地に設置する。

設計協議

高速道路の構造のうち、地元の利害関係の大きい横断する道路や水路の構造、流末処置、付け替え道路や側道などについて管理者や地元と協議を行う。

幅杭設置

設計協議が終わると用地境界に杭を設置して用地測量を行う。

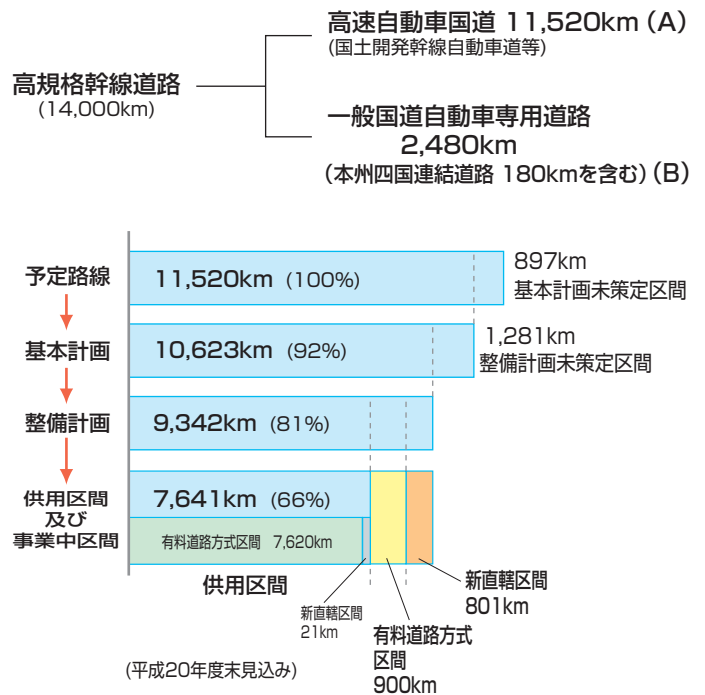
用地買収

工事

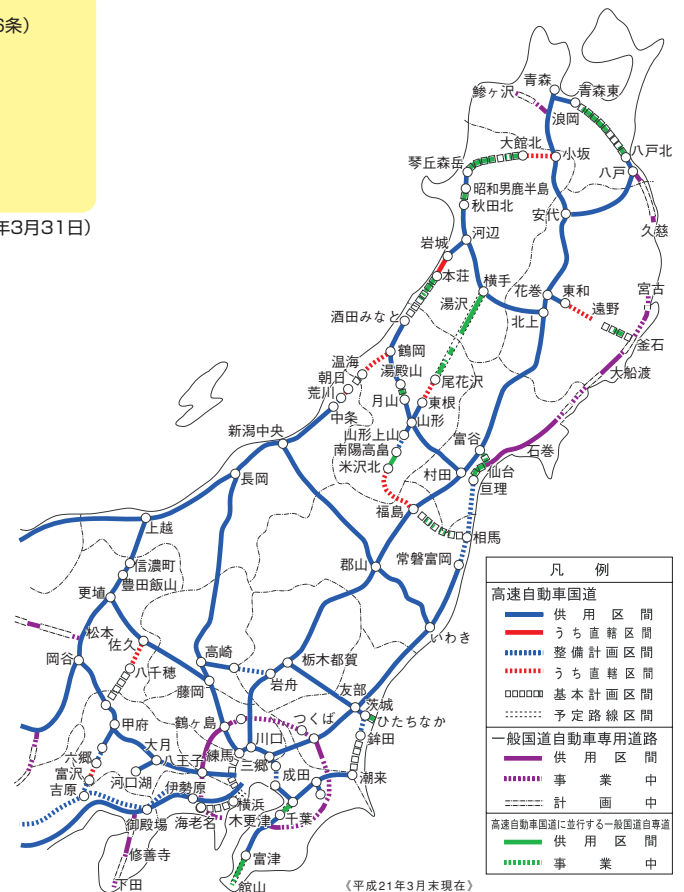
完成・供用

機構法…独立行政法人日本高速道路
保有・債務返済機構法
会社法…高速道路株式会社法
特措法…道路整備特別措置法

全国の高規格幹線道路の現状



本県周辺の高規格幹線道路





常磐自動車道（設計速度100km/h）県内延長L=128km

日立北 いわき中央 いわき四倉 広野 常磐富岡 浪江 原町 相馬 新地 山元 亘理

	日立北～ いわき中央	いわき中央～ いわき四倉	いわき四倉～ 常磐富岡	常磐富岡～相馬	相馬～新地	新地～山元	山元～亘理
基本計画	S46.6.8	S46.6.8	H1.2.27	H1.2.27	H3.12.20		
整備計画	S48.10.19	H1.1.31	H3.12.3	H8.12.27		H10.12.25	H8.12.27
施行命令	S48.10.19	H2.8.14	H5.11.19	H10.4.8	H10.12.25	—	H10.4.8
施行主体	日本道路公団			東日本高速道路(株)			
車線数	4車線		暫定2車線				
延長	51km(24km)	13km	14km 16km	46km	9km	15km (5km)	12km
供用(予定)年度	S62年度	H10年度	H13年度 H16年度	(H23年度)	(H26年度)	(H26年度)	(H22年度)
現況	・供用中	・供用中	・供用中	・文化財調査、土工事、 橋梁上下部工事実施中	・文化財調査、 橋梁上下部工事実施中	・調査設計実施中	・土工事 全面実施中

※延長欄の（ ）書きは、本県延長分。



〈南相馬市原町区深野〉



〈南相馬市鹿島区小池〉

平成23年度に常磐富岡～相馬間、平成26年度に
全線開通を目指して、現在、整備が進められている。

東北横断自動車道いわき新潟線（磐越自動車道）（設計速度80km/h）県内延長L=152km

いわきJCT 郡山JCT 磐梯熱海 猪苗代磐梯高原 会津若松 会津坂下 西会津 津川 安田 新潟中央

	いわき～郡山	郡山～磐梯熱海	磐梯熱海～ 猪苗代磐梯高原	猪苗代磐梯高原～ 会津坂下	会津坂下～西会津	西会津～津川	津川～新潟中央
基本計画	S53.12.20	S48.11			S53.12		
整備計画	S61.1.21	S53.11.21	S57.3.1		S61.1.21	H10.12.25	S57.1.20
施行命令	S62.9.4	S53.11.21	S59.11.30		S63.1.28	—	S60.2.13
施行主体	東日本高速道路(株)		日本道路公団				
車線数	4車線	4車線		4車線 暫定2車線	暫定2車線		
延長	71km	8km	18km	35km	12km	22km(8km)	23km 24km
供用(予定)年度	H7年度	H2年度	H3年度	H4年度	H8年度	H9年度	H8年度 H6年度
現況	・供用中	・供用中	・供用中	・供用中	・供用中	・供用中	・供用中

※延長欄の（ ）書きは、本県延長分。



〈いわき地区〉



〈小野地区〉

平成20年11月30日にいわき～郡山間の4車線化
が完成したが、会津若松以西については、依然、
暫定2車線のままとっている。

東北中央自動車道（設計速度100km/h、80km/h）県内延長L=58km

相馬市 福島市 米沢市

	相馬市～福島市	福島市～米沢市
基本計画	H9.2.5	H3.12.20
整備計画	現在も基本計画のままで 整備計画が策定されてい ない	H8.12.27
施行命令		H10.12.25
施行主体		国土交通省（新直轄方式）
車線数	暫定2車線	
延長	41km	28km(17km)
供用(予定)年度	—	
現況	高速自動車国道と並行する一般国道 115号阿武隈東道路及び霊山道路と して、国直轄権限代行により事業中	新直轄方式で栗子トンネルなどを 工事中



〈中野第一橋〉

※延長欄の（ ）書きは、本県延長分。

スマートインターチェンジ

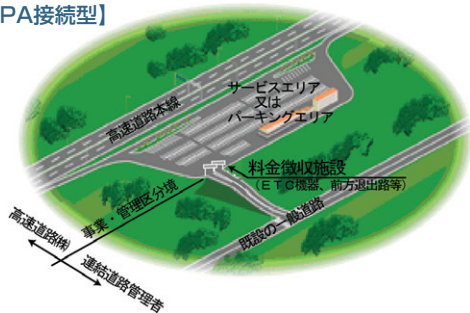
○スマートICの概要

スマートICとは高速道路のサービスエリア（SA）等に無人・キャッシュレスの料金徴収施設であるETC（イーティーシー）ゲートを設け、一般道路と接続することにより、低コストで建設・運営できるETC専用のインターチェンジ（IC）です。高速道路のICの整備を希望する市町村など事業主体の負担を軽減し、ICの整備を進めやすくし、現在、全国平均約10km間隔（福島県平均約14km間隔）であるICを欧米並みの約5kmに改善することを念頭に、効率的にICの整備を図り、高速道路の通行者及び利用者の利便性の向上、地域の活性化、物流の効率化等に寄与することを目的としています。

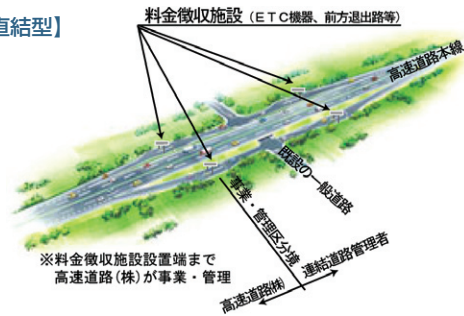
平成18年度から平成20年度までは社会実験を行い検証のうえ恒久化するもの（「スマートインターチェンジ（スマートIC）〔SA・PA接続型〕制度実施要綱」H18.7.10）でしたが、平成21年2月24日から、社会実験を実施しない新たな制度（「スマートインターチェンジ（スマートIC）〔高速道路利便増進事業〕制度実施要綱」H21.2.24）となりました。

なお、SA、PAに接続するスマートICを「SA・PA接続型」、高速道路本線車道または本線上に設置されたバスストップ（BS）に接続するスマートICを「本線直結型」といいます。

【SA・PA接続型】



【本線直結型】



○県内の状況

供用箇所

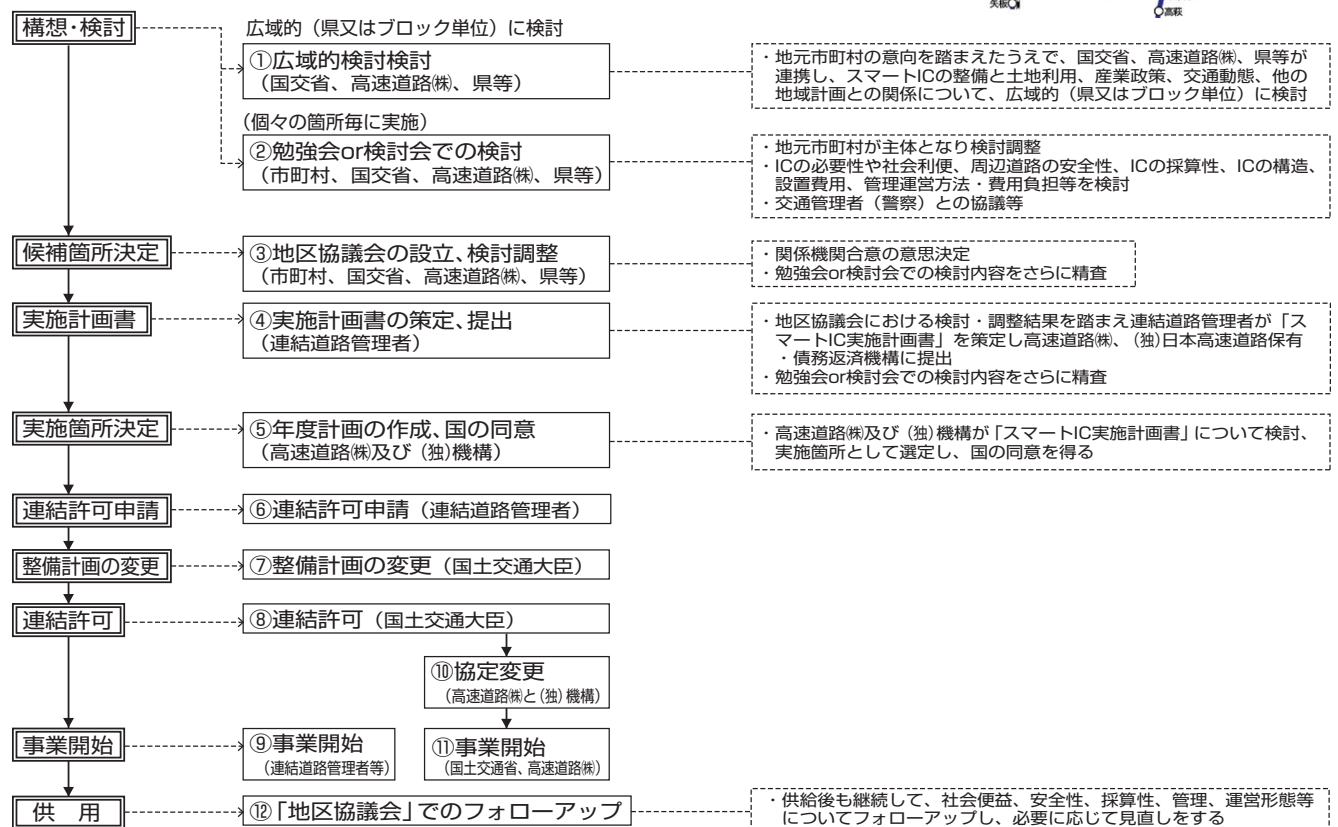
- 東北自動車道「福島松川スマートIC」
- 磐越自動車道「新鶴スマートIC」
- 東北自動車道「鏡石スマートIC」

整備中箇所

- 東北自動車道「白河中央スマートIC」



○スマートIC設置の流れ





8 地域高規格道路

地域高規格道路とは

整備の必要性

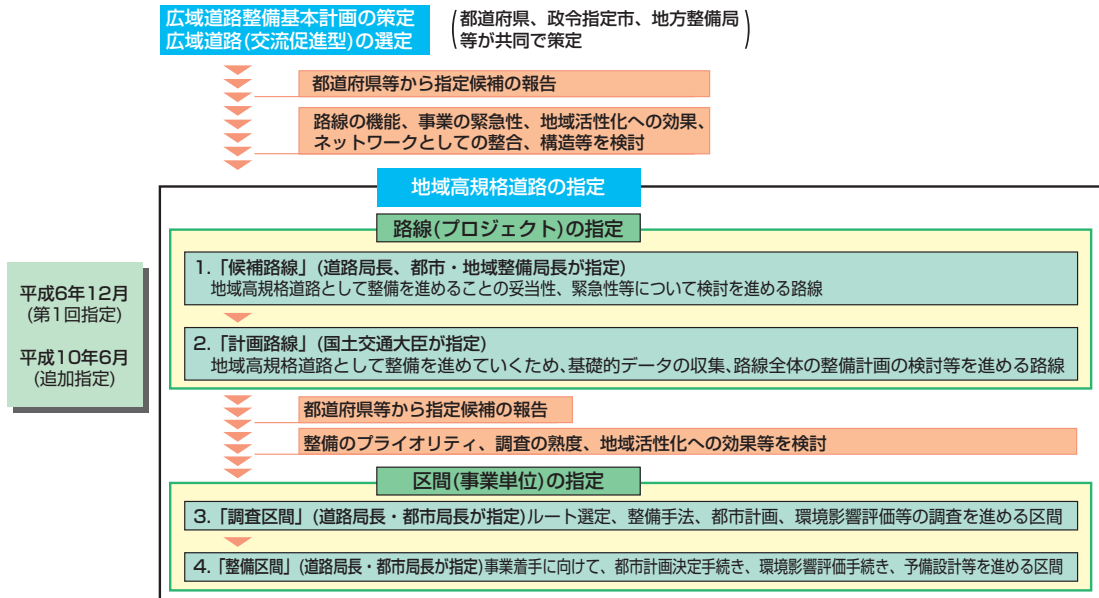
地域振興と活力ある地域づくりを実現するためには、地域の連携を強化し、地域間の交流促進を図る基盤施設としての高速交通ネットワークの充実が緊急の課題であり、平成4年6月22日道路審議会建議「今後の道路整備のあり方」において全国的な高規格幹線道路網と連携して「地域集積圏」の形成、集積圏相互の交流の促進、交通拠点等との連結を図る地域高規格道路が必要とされ、第11次道路整備五箇年計画において、その整備の必要性が位置づけられました。

地域高規格道路の路線条件

下記のⅠ～Ⅲいずれかの機能を有する2車線以上の自動車専用道路、またはこれと同程度の機能を有し、路線全体として概ね60^{km/h}以上のサービス速度を確保する構造規格の道路です。

- Ⅰ. 通勤圏の拡大や都市と農山村地域との連携の強化による地域集積圏の拡大を図る環状・放射道路……………(連携機能)
- Ⅱ. 高規格幹線道路を補完し、物資の流通、人の交流の活性化を促し、地域集積圏間の交流の促進を図る道路……………(交流機能)
- Ⅲ. 空港・港湾等の広域的交流拠点や地域開発拠点等との連絡道路……………(連結機能)

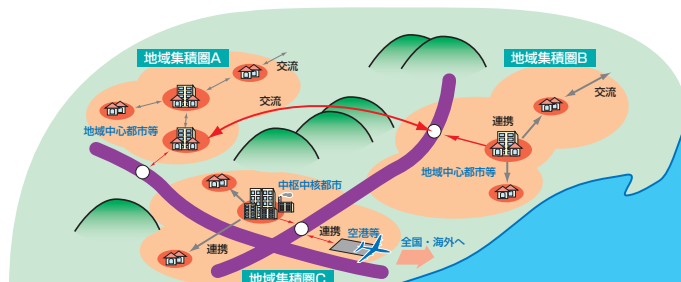
地域高規格道路の指定の手順



※高規格幹線道路を補完する広域的な機能を有する地域高規格道路の場合、調査区間及び整備区間の指定に際しては、社整審(道路分科会)の議を経なければならない。

地域高規格イメージ図

- 高規格幹線道路
- 地域高規格道路
- 広域道路(交流促進型)



全国の地域高規格道路の現状

地域高規格道路の路線・区間の指定状況

(平成21年1月現在)

	候補路線	計画路線				
	路線数	路線数	路線指定延長	調査区間延長	整備区間延長	うち供用中
地域高規格道路	110路線	186路線	約6,950km	約1,168km	3,183km	1,895km

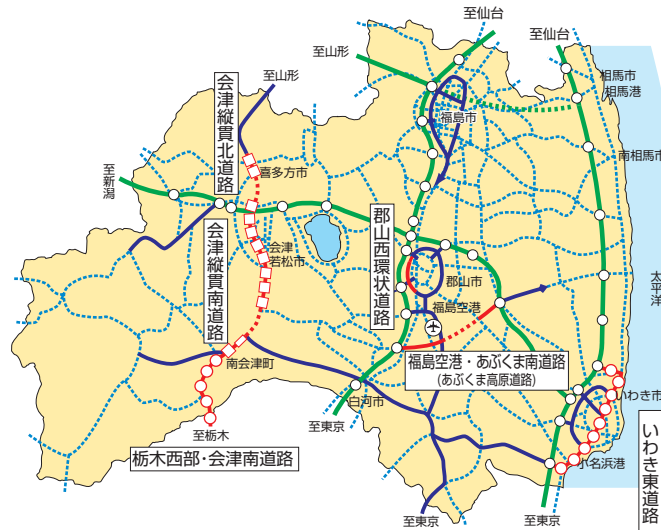
- 注1. 候補路線：地域高規格道路として整備を進めることの妥当性・緊急性等について検討を進める路線
- 注2. 計画路線：地域高規格道路として整備を進めていくため、基礎的データの収集、路線全体の整備計画の検討等を進める路線
- 注3. 調査区間：計画路線のうち、ルート選定、整備手法、都市計画、環境影響評価等の調査を進める区間
- 注4. 整備区間：計画路線のうち、事業着手に向けて、都市計画決定手続き、環境影響評価手続き、予備設計等を進める区間
- 注5. 供用延長：一般国道自動車専用道路と重複する区間は除く(平成20年度末見込み)

県内の地域高規格道路

凡例

- 地域高規格道路
- 計画路線..... 供用区間..... 整備区間..... 調査区間.....
- 候補路線.....
- 広域道路..... 交流促進型..... 地域形成型.....
- 高規格幹線道路..... 供用中又は整備計画..... 基本計画又は予定路線.....

広域道路は、今後の道路整備のマスタープランであり、具体的な路線のルート、位置等を規定するものではありません。



● 福島県の地域高規格道路指定一覧（一般）

路線の指定	区間の指定	起点	終点	指定延長 km
候補路線	計画路線			
■ 福島空港・あぶくま南道路（あぶくま高原道路）■（主要地方道矢吹小野線）（事業主体：福島県）				
H6.12.16		西白河郡矢吹町	田村郡小野町	—
(連結)	H6.12.16	西白河郡矢吹町	田村郡小野町	約30
		西白河郡矢吹町字赤沢	田村郡小野町	5
		西白河郡矢吹町	石川郡玉川村	5
	H7.8.23	石川郡玉川村大字小高	石川郡玉川村大字吉	3
	H8.8.30	石川郡玉川村	石川郡平田村	14
	H7.8.23	石川郡平田村	田村郡小野町	4
	H10.12.18	田村郡小野町大字富蒲谷	田村郡小野町大字小野新町	3
	H7.4.28	田村郡小野町大字小野新町	田村郡小野町大字小野新町	3
■ 郡山西環状道路 ■（国道4号）（事業主体：国土交通省東北地方整備局郡山国道事務所）				
H6.12.16		須賀川市	郡山市	—
(連携)	H6.12.16	須賀川市	郡山市	約10
		須賀川市	郡山市	14
		須賀川市	郡山市	—
■ 会津縦貫北道路 ■（国道121号）（事業主体：国土交通省東北地方整備局郡山国道事務所）				
H6.12.16		喜多方市	会津若松市	—
(連携)	H6.12.16	喜多方市	会津若松市	約20
		喜多方市	会津若松市	12
	H7.8.23	喜多方市	会津若松市	—
■ 会津縦貫南道路 ■（国道118号、国道121号）				
H6.12.16		会津若松市	南会津郡田島町（現 南会津町）	—
(連携)	H10.6.16	会津若松市	南会津郡田島町（現 南会津町）	約50
		南会津郡下郷町	南会津郡下郷町（現 南会津町）	9
	H11.12.17	南会津郡下郷町	南会津郡下郷町	9
	H19.3.30	南会津郡下郷町	南会津郡南会津町	9
■ いわき東道路 ■				
H10.6.16		いわき市	いわき市	—
■ 栃木西部・会津南道路 ■				
H10.6.16		南会津郡田島町（現 南会津町）	今市市（現 日光市）	—

指定の総括	候補路線	2路線	—
計画路線	調査区間	1区間	9km
	整備区間	9区間	69km
	4路線	約110km	

● 県内地域高規格道路の整備状況

平成21年3月現在（単位：km）

路線	計画路線 (概略延長)	区間指定		現供用 延長	供用率 (%)
		調査区間 (概略延長)	整備区間 延長		
福島空港・あぶくま南道路	30 (36)	0 (0)	34 (34)	26 (36)	71
郡山西環状道路	10	0	14	14	100
会津縦貫北道路	20	0	12	12	0
会津縦貫南道路	50	9	9	18	0
栃木西部・会津南道路	【候補路線】				
いわき東道路	【候補路線】				
計	110	9	69	78	40

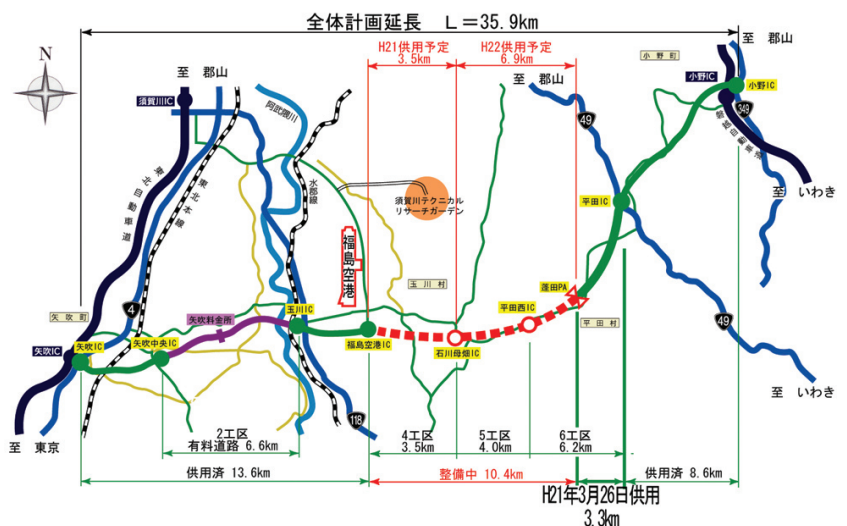
* 計画路線の概略延長は、10km単位で指定される。
* 福島空港・あぶくま南道路の（ ）内は実延長である。

福島空港・あぶくま南道路（あぶくま高原道路）

● 「こまちみどり愛護会」の皆様の活動

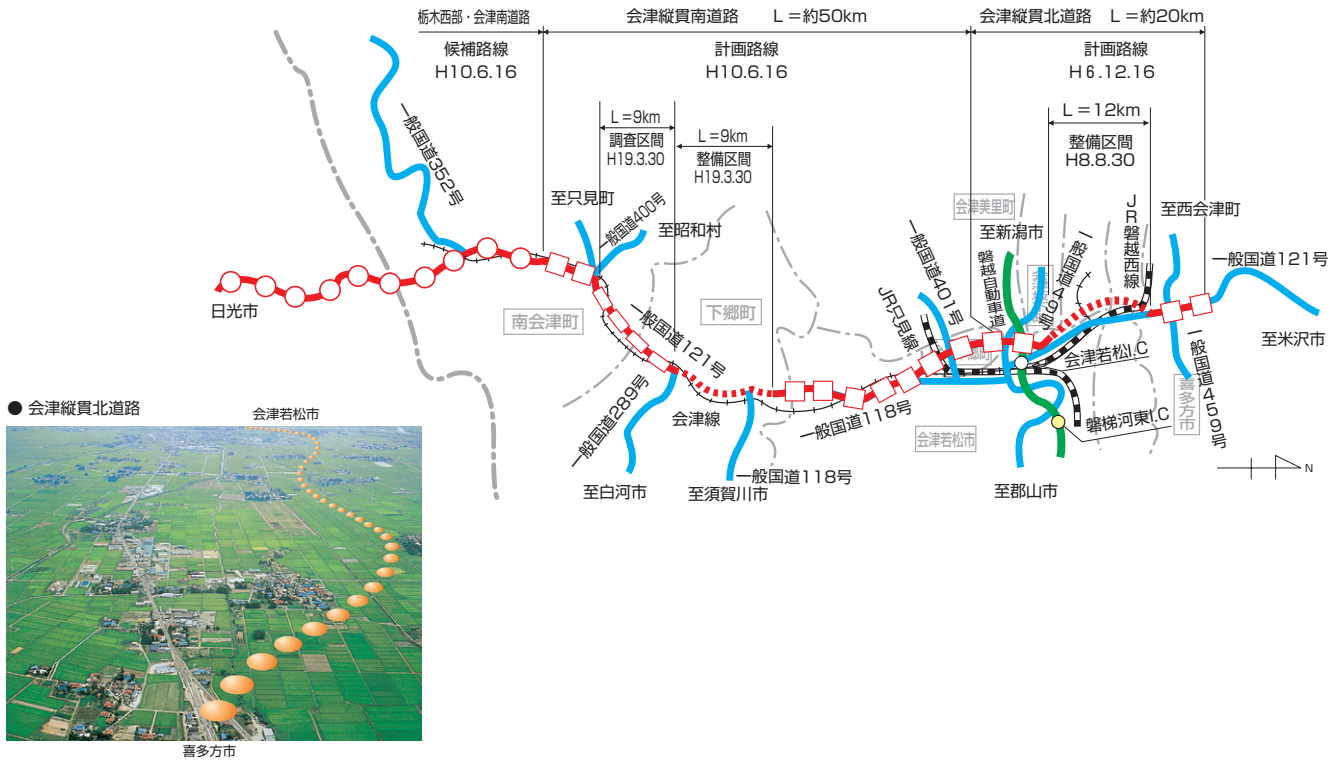


● あぶくま高原道路（武名坂）（平田村）





会津縦貫北道路、会津縦貫南道路、栃木西部・会津南道路



ひとくちメモ

道路法 基本法……道路の定義、道路の種類、路線の認定方法、道路の管理、道路に関する費用負担等道路に関する基本的事項について定めたもの。

高速自動車国道に関する法律

- ・高速自動車国道法
全国的な自動車交通網の枢要部分を構成し、国の利害に特に重要な関係を有する高速自動車国道に関し、予定路線の指定、整備計画、管理、構造等に関する事項を定めたもの。
- ・国土開発幹線自動車道建設法
国土開発の根幹となるべき予定路線とその基本計画等について定めたもの。

有料道路に関する法律

【基本法】

- ・道路整備特別措置法
道路の整備の促進を図るため、借入金等による建設と料金による償還という有料道路の制度を認め、その新設、改築その他の管理を行う場合の特別の措置を定めたもの。

【会社等主体に関する法律】

- ・高速道路株式会社法、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法
- ・地方道路公社法

道路の整備を促進するための法律

- ・社会資本整備重点計画法
社会資本整備事業を重点的、効果的かつ効果的に推進するために定められた。
- ・道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律
道路の交通の確保とその円滑化を図るとともに、生活環境の改善に資するため、道路整備費の財源等に関する特例を定めたもの。
- ・道路整備特別会計法
道路整備事業を特別会計で行うこととし、その経理の手続き等について定めたもの。

【特別な道路の整備に関する法律】

- ・積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法
- ・交通安全施設等整備事業の推進に関する法律
- ・共同溝の整備等に関する特別措置法
- ・電線共同溝の整備等に関する特別措置法

その他

【環境】

- ・幹線道路の沿道の整備に関する法律〈鉄道〉
- ・踏切道改良促進法、軌道法、都市モノレール法等〈高齢者、身体障害者等〉
- ・高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律

9 渋滞対策

渋滞対策とは

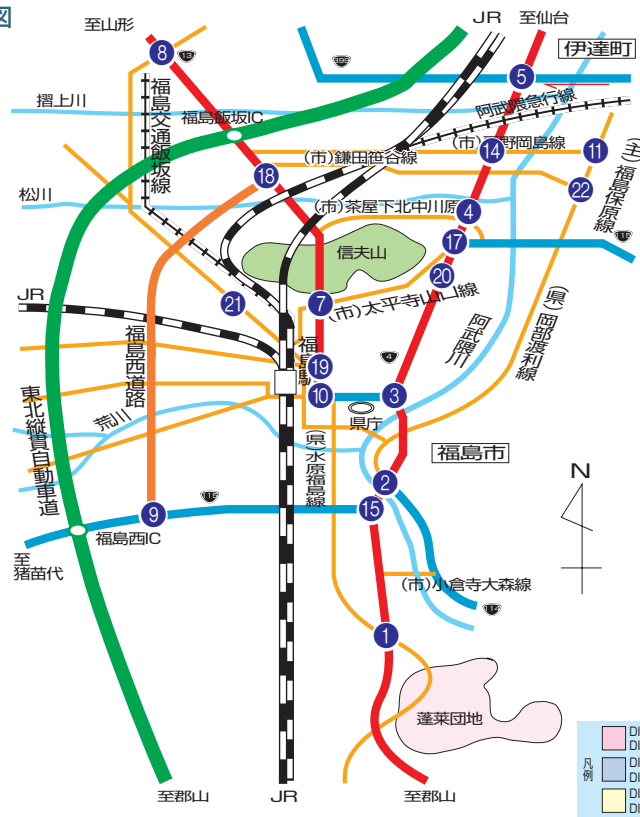
自動車は、日常生活や産業活動に欠かせない重要な移動手段ではあるが、年々増加する交通需要により、様々な箇所では渋滞が発生し、日常の活動に深刻な影響を与えています。このため本県では、交通渋滞の著しい地域において渋滞対策を検討するために、国土交通省、福島県、市町村、東日本高速道路(株)、県警本部で構成される「福島県渋滞対策連絡協議会」を設立し、渋滞の解消・緩和を図るべく「渋滞対策プログラム」を策定してきました。「新たな渋滞対策（H15～H19）」は、従来の「第3次渋滞対策プログラム（H10～H14）」の成果を踏まえ、アンケート調査による道路利用者の方々や県民の

皆さまの声を反映し、交通現況調査を踏まえて、渋滞箇所の選定を行い、対策を行ってきました。

今後とも交通容量の抑制を図るバイパスの整備や、渋滞箇所の直接的な解消・緩和を図る右折レーン設置などの交差点改良、さらには横断歩道の立体化などのハード的施策に加え、交通需要マネジメント（TDM施策）として、ノーマイカーデーの推進による公共交通機関の積極的活用や時差出勤導入のPR、さらには公安委員会との協力のもとに信号の現示調整を図るなどソフト的施策も含め、総合的な渋滞対策を図っていきます。

● 主要な渋滞ポイント位置図

福島地区



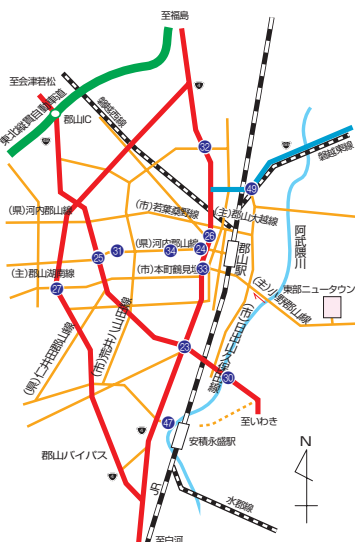
凡例	DID地区内：渋滞長 1,000m以上	または	通過時間 10分以上	主要渋滞ポイント（平日）
	DID地区外：渋滞長 500m以上	または	通過時間 5分以上	
	DID地区内：渋滞長 1,000m以上	または	通過時間 10分以上	一般渋滞ポイント（休日）
	DID地区外：渋滞長 500m以上	または	通過時間 5分以上	
	DID地区内：渋滞長 800m以上	または	通過時間 8分以上	地域の実情およびアンケート結果に基づき認定した渋滞ポイント
	DID地区外：渋滞長 400m以上	または	通過時間 4分以上	

番号	交差点名	所在地	渋滞道路名	DID	H14年12月現在		主道路名	従道路名	H.19.12末時点
					渋滞長(m)	通過時間(分)			
1	伏拝交差点	福島市伏拝	国道4号	●	1,650	11	国道4号	(市)南町浅川線	緩和
2	渡利弁天山交差点	福島市渡利	国道4号	●	2,100	25	国道4号	(一)岡部渡利線、(市)岩下金仏線	
3	舟場町交差点	福島市舟場町	国道4号	●	650	10	国道4号	国道13号	
4	松山町交差点	福島市松山町	国道4号	●	1,620	9	国道4号	(市)舟場町2号線	
5	伊達町交差点	伊達町字広前	国道399	●	1,220	17	国道4号	国道399号	
7	森合交差点	福島市森合町	国道13号	●	1,400	8	国道13号	(市)太平寺山口線	
8	平野交差点	福島市飯坂町平野	国道13号	●	250	5	国道13号	(主)福島飯坂線 福島交通飯坂線(鉄道)	
9	八幡西交差点	福島市吉倉	国道115号	●	200	5	国道13号	国道115号	解消
10	あづま陸橋東交差点	福島市本町	(主)福島吾妻裏巻梯線	●	700	11	国道13号	国道115号	
11	岡島交差点	福島市岡部	(主)福島保原線	●	300	5	(主)福島保原線	(一)飯坂保原線	
14	北幹線東入口交差点	福島市鎌田	国道4号	●	970	24	国道4号	(一)飯坂保原線	
15	鳥谷野交差点	福島市鳥谷野	国道4号	●	1,700	22	国道4号	国道115号	
17	岩谷下交差点	福島市入江町	国道4号	●	1,000	5	国道4号	国道115号	解消
18	北矢野目交差点	福島市北矢野目	国道13号	●	1,050	12	国道13号	農免道路	
19	陣場町交差点	福島市陣場町	(一)庭坂福島線	●	1,930	23	国道13号	(一)庭坂福島線	
20	福島競馬場前	福島市松浪町	国道4号	●	1,300	85	国道4号		
21	北向交差点	福島市森合町	(主)福島飯坂線	●	800	6	(主)福島飯坂線	(市)北向庄司線	
22	岡島向交差点	福島市岡島町	(主)福島保原線	●	330	5	(主)福島保原線	(市)鎌田笹谷線	

※H.19.12末時点が空欄の箇所は、現在、対策中もしくは未対策箇所。（対策をしたものの、対策後の詳細な調査を実施していない箇所についても空欄としている。）

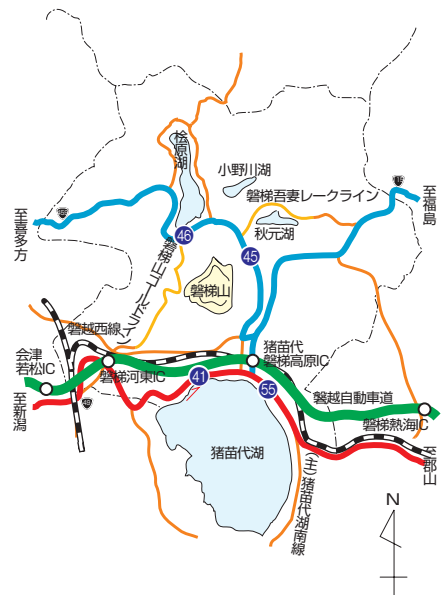
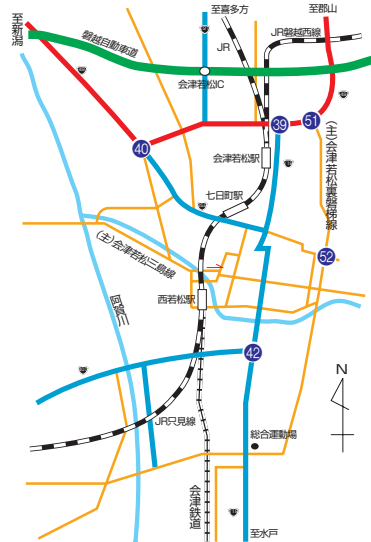


郡山地区



凡例	 DID地区内：渋滞長 1,000m以上 または 通過時間 10分以上 主要渋滞ポイント(平日)
	 DID地区外：渋滞長 500m以上 または 通過時間 5分以上 一般渋滞ポイント(平日)
	 DID地区内：渋滞長 500m以上 または 通過時間 5分以上 一般渋滞ポイント(休日)
	 DID地区外：渋滞長 400m以上 または 通過時間 4分以上 地域の実情に依る渋滞ポイント

会津若松地区



番号	交差点名	所在地	渋滞道路名	DID	H14年12月現在		主道路名	従道路名	H.19.12未現在
					渋滞長(m)	通過時間(分)			
2	警察署前交差点	郡山市城清水	国道4号	●	1,000	12	国道4号	国道49号	
3	駅入口交差点	郡山市大町	(一)河内郡山線	●	440	8	国道4号(主) 郡山停車場線	(一)河内郡山線	
4	開成山交差点	郡山市桑野一丁目	国道49号	●	500	8	国道49号	(一)河内郡山線 (市) 桑野大槻線	緩和
5	若葉交差点	郡山市若葉町	(市) 若葉桑野線	●	620	12	国道4号	(主) 郡山大越線 (市) 若葉桑野線	
6	台新交差点	郡山市静町	国道4号郡山BP	●	1,070	8	国道4号BP	(主) 郡山湖南線	
7	日大入口交差点	郡山市田村町金屋	国道49号	●	760	10	国道49号	(市) 守山金屋線	
8	豊田町交差点	郡山市豊田町	(一)河内郡山線	●	1,300	11	(一)河内郡山線	(市) 荒井八山田線	
9	富久山検問所前交差点	郡山市富久山町福原	国道4号	●	700	3	国道4号	(市) 福原向作線 (主) 小野郡山線	緩和
10	消防署南交差点	郡山市堂前町	国道4号	●	860	12	国道4号		
11	虎丸交差点	郡山市虎丸町	市道	●	530	10	(一)河内郡山線	市道	
12	北柳原交差点	会津若松市一貫町亀賀	国道49号	●	660	8	国道49号	国道118号	解消
13	高瀬交差点	会津若松市町北町	(市) 幹1-22号線	●	450	4	国道49号	国道252号	解消
14	三城淵交差点	猪苗代町大字山淵	国道49号	●	1,170	11	国道49号	(市) 三城淵西館線	緩和
15	年賀町交差点	会津若松市年賀町	国道118号	●	400	8	国道118号	(町) 三城淵西館線	
16	五色沼駐車場前	北塩原村大字檜原	国道459号	●	8,225	98	国道459号	国道401号	
17	遊覧船乗り場駐車場前	北塩原村大字檜原	国道459号	●	8,225	98	国道459号		
18	水盛駅入口交差点	郡山市笹川	(一)須賀川二本松線	●	430	9	(一)須賀川二本松線		
19	富久山陸橋北交差点	郡山市富久山町久保田	国道288号	●	450	8	国道288号	(市) 小川笹川2丁目線	
20	郷ノ原交差点	会津若松市一貫町亀賀	国道49号	●	230	4	国道49号	(主) 会津若松裏磐梯線	解消
21	千石町交差点	会津若松市千石町	(主) 会津若松・裏磐梯線	●	810	5	(主) 会津若松・裏磐梯線	(主) 会津若松裏磐梯線	緩和
22	志田浜交差点	猪苗代町壺橋	国道49号	●	700	4	国道49号	(一)壺橋本町線	

※H.19.12末時点が空欄の箇所は、現在、対策中もしくは未対策箇所。(対策をしたものの、対策後の詳細な調査を実施していない箇所についても空欄としている。)

いわき地区



●小名浜平線(いわき市平正内町地内)

番号	交差点名	所在地	渋滞道路名	DID	H14年12月現在		主道路名	従道路名	H.19.12末時点
					渋滞長(m)	通過時間(分)			
1	住吉交差点	いわき市小名浜住吉	国道6号	●	450	3	国道6号常磐BP	国道6号	
2	下船尾交差点	いわき市常磐下船尾	(主)いわき・上三坂・小野線	●	1,700	7	国道6号	(主) いわき・石川線 (主) いわき・上三坂・小野線	
3	いわき市中央C入口交差点	いわき市好間町北好間	国道49号	●	1,000	6	国道49号	(市) 北町田・松坂線	
4	大島交差点	いわき市錦町	(主)常磐・勿来線	●	800	6	(主)常磐・勿来線	(主) 勿来・浅川線	
5	好間工業団地入口交差点	いわき市好間町愛谷	(市)好間町・愛谷線	●	550	3	(市)好間町・愛谷線	(市) 関田・大島線 (市) 北町田・松坂線	
6	海尻交差点	いわき市泉町海尻	(主)いわき・上三坂・小野線	●	1,500	8	(主)いわき・上三坂・小野線	(主) 小名浜・四倉橋 (一) 釜ノ・小名浜線	
7	福島高専北交差点	いわき市平上荒川	(主)十五丁目・若葉台線	●	1,000	4	(市)十五丁目・若葉台線	(市) 磯町・上荒川線	
8	正内町交差点	いわき市平	(主)小名浜・平線	●	700	10	国道6号	(主) 小名浜・平線	
9	鎌田交差点	いわき市平鎌田	国道6号	●	600	4	国道6号	(市) 正内町・北白線 (市) 寿金沢・大角線	
10	一の坪交差点	いわき市内郷線町	国道6号	●	2,000	8	国道6号	(主) 小名浜・小野線 (市) 内郷・平線	
11	鹿島工業団地入口交差点	いわき市常磐関船町	国道6号	●	800	5	国道6号	(主) 江名・常磐線 (市) 関田・大島線	
12	中迎交差点	いわき市錦町	国道6号	●	2,100	10	国道6号	(市) 藤式・下湯原台線	
13	下湯原台交差点	いわき市常磐下湯原台	(主)常磐・勿来線	●	500	10	(主)常磐・勿来線	(市) 北町田・北橋線	
14	北日三差路	いわき市平	国道399号	●	1,200	10	国道399号	(市) 北町田・北橋線	
15	赤井田中交差点	いわき市平赤井	(一)小川・赤井・平線	●	600	8	(一)小川・赤井・平線	(市) 北好間・上平塚線	
16	向山交差点	いわき市好間町下好間	国道49号	●	5,300	18	国道49号	(市) 一町町向山線	
17	鶴巻交差点	いわき市内郷線台境町	(市)前田・鬼越線	●	300	11	(市)前田・鬼越線	(市) 新町前・磐梯線	
18	久ノ浜駅入口交差点	いわき市久之浜町	国道6号	●	400	2	国道6号	(一)久之浜港線	
19	小沢産業前交差点	いわき市勿来町	国道6号	●	400	2	国道6号	(一)久之浜港線(P35)	
20	釜川橋南交差点	いわき市平谷川瀬	(市)内郷・平線	●	650	8	(市)内郷・平線	(市) 関田・大島線	

※H.19.12末時点が空欄の箇所は、現在、対策中もしくは未対策箇所。(対策をしたものの、対策後の詳細な調査を実施していない箇所についても空欄としている。)

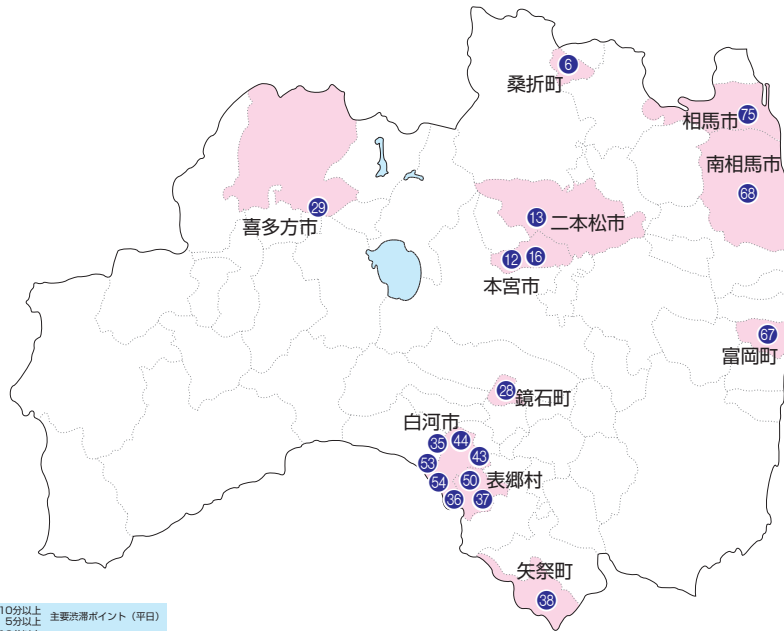
福島県内の平日昼間12時間交通量ベスト3



順位	路線名	住所	交通量(台)
(高速道路)			
1	東北自動車道	本宮IC～二本松IC	28,028
2	東北自動車道	郡山JCT～本宮IC	26,546
3	東北自動車道	二本松IC～福島松川PA	26,448
(一般国道)			
1	一般国道4号	須賀川市滑川字中津沢	37,977
2	一般国道4号	福島市鳥谷野字岩田	37,591
3	一般国道4号	郡山市富田町音路後	36,431
(主要地方道および一般都道府県道)			
1	(主)小名浜平線	いわき市鹿島町船戸字沼田	24,977
2	(主)会津若松磐梯線	会津若松市花春町2-2	23,368
3	(主)会津若松磐梯線	会津若松市一箕町亀賀字郷ノ原	22,297

平成17年度 道路交通センサスより

その他の地区



凡例	<p>■ DID地区内：渋滞長 1,000m以上 または 通過時間 10分以上 主要渋滞ポイント(平日)</p> <p>■ DID地区外：渋滞長 500m以上 または 通過時間 5分以上</p> <p>■ DID地区内：渋滞長 1,000m以上 または 通過時間 10分以上 一般渋滞ポイント(休日)</p> <p>■ DID地区外：渋滞長 500m以上 または 通過時間 5分以上</p> <p>■ DID地区内：渋滞長 800m以上 または 通過時間 8分以上 地域の実情およびアンケート結果に基づき設定した渋滞ポイント</p> <p>■ DID地区外：渋滞長 400m以上 または 通過時間 4分以上</p>
----	---

番号	交差点名	所在地	渋滞道路名	DID	H14年12月現在		主道路名	従道路名	H.19.12末現在
					渋滞長(m)	通過時間(分)			
6	上郡合流部	桑折町大字上郡	国道4号		350	5	国道4号	町道	解消
12	荒井合流部	本宮市大字荒井	国道4号		650	16	国道4号		解消
18	杉田合流部	二本松杉田町	国道4号		1,350	17	国道4号		
16	戸崎ロータリー	本宮市鏡町	国道4号	●	1,000	18	国道4号	(-)石籬本宮線	
28	鏡田交差点	鏡石町大字鏡田	国道4号		1,600	9	国道4号	(-)下松本鏡石停車場線	
29	モトローラ交差点	喜多方市堀川町大字小府根	国道121号		600	5	国道121号	(町)田原熊倉線	
35	中山南交差点	白河市中山下	国道289号		180	5	国道289号	(村)23号	
36	白河美業高校前交差点	白河市瀬戸原	国道289号		620	6	国道289号	(主)伊王野白河線	
37	松田交差点	表郷村社田高萩	国道289号		250	4	国道4号	国道294号	
38	小田川三差路交差点	矢祭町東郷	国道118号		700	5	国道289号	(-)社田浅川線	
39	女石交差点	白河市女石	国道4号		210	5	国道118号	国道349号	
40	米村道北交差点	白河市字米村道北	国道4号		800	5	国道4号	(主)羽鳥白河線	
45	杓先交差点	須賀川市大字和田	(-)須賀川矢吹線		220	4	国道118号	(-)須賀川矢吹線	
46	中田交差点	白河市中田	(主)白河石川線	●	500	8	(主)白河石川線	(市)白河八竜神線	
47	西大沼交差点	白河市字与惣小屋	国道289号		850	7	国道289号	国道294号	
48	池下交差点	白河市池下	国道289号		2,200	10	国道289号	(-)南湖公園線	
57	月の下交差点	富岡町小浜	国道6号		1,250	6	国道6号	(-)富岡・大越線	
58	高見町交差点	南相馬市原町区高見町	国道6号		800	6	国道6号	(-)富岡停車場線	
76	塚ノ町交差点	相馬市中村塚ノ町	国道6号	●	350	4	国道6号	(主)原町・川俣線 (-)下洗佐・南新田線 (主)相馬・亘理線	

※H.19.12末時点が空欄の箇所は、現在、対策中もしくは未対策箇所。(対策をしたものの、対策後の詳細な調査を実施していない箇所についても空欄としている。)

ひとくちメモ

TDM

〔交通需要マネジメント〕とは？

交通需要マネジメント(TDM施策)とは、公共交通機関(鉄道・バス等)の活用など車利用者の交通行動の変更を促すことにより、交通渋滞を緩和する手法です。

円滑な交通流の実現により、燃料消費量の減少や二酸化炭素の削減による環境の改善、さらには、交通事故の減少による地域の活性化が図られます。

交通需要マネジメントは海外では、Transportation Demand Managementと呼ばれ、その頭文字TDMが国際的に用いられています。



10 福島県道路アセットマネジメント

主旨

橋梁をはじめとする道路施設の高齢化に適切に対応するため、今後の福島県における道路管理のあるべき姿や基本方針等について検討を行い、「福島県道路アセットマネジメント」を策定しました。

本マネジメントは、今後の道路管理のあり方を示すものであり、これをもとに計画的な管理業務を推進します。

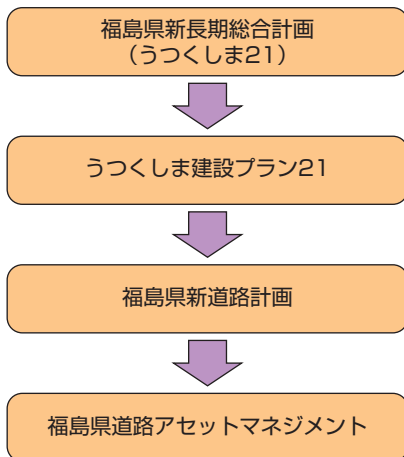
基本方針

今後の道路管理は、老朽化施設の大幅な増加に適切に対応すると共に、県民の視点に立つことを基本とし、福島県新道路計画の基本目標である「ともに考えともにつくる道づくり」の実現に向け、安全で安心できる生活を支え、全ての県民の財産である道路を次世代に引き継ぐことのできるよう以下の施策に取り組みます。

施策

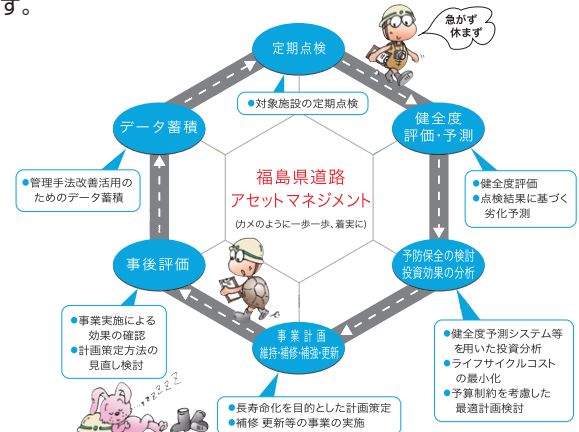
- ◆ 予防保全を基本とした長寿命化の取り組み
- ◆ 道路管理の平準化、コスト縮減に向けた取り組み
- ◆ 継続的に改善していく道路管理の体制づくり

● 福島県道路アセットマネジメントの位置付け



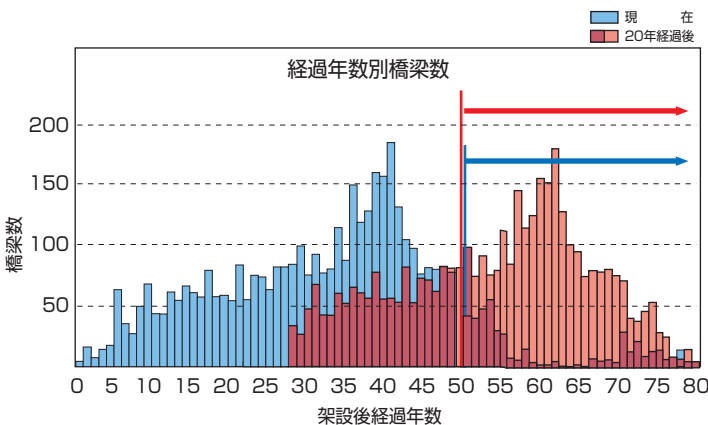
● 今後の道路管理

老朽化が進む大量の道路施設を管理するための体制づくりを進めます。



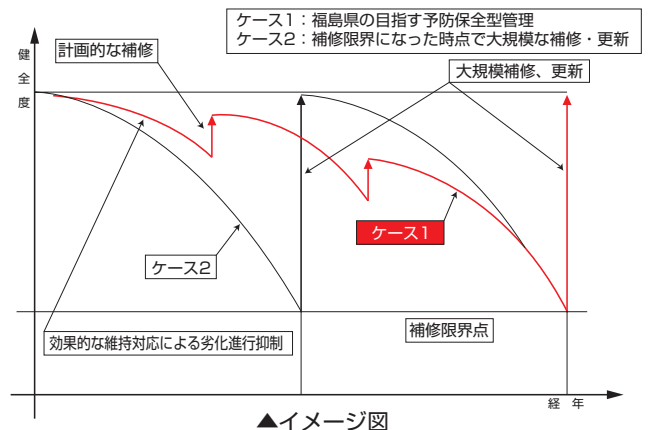
● 道路施設の現状 (例: 橋梁)

現在、架設後50年を経過した橋梁 (老朽橋) が約500橋で全体の10%強となっている。これが、10年後には約30%、20年後には50%を超えることとなる。



● 予防保全を基本とした取り組み

将来、構造的に影響を及ぼすと想定される損傷の計画的な対策を進め、道路施設の劣化進行を抑制するなど、予防保全を基本とした道路施設の長寿命化に取り組み、「建設→維持→補修→更新」に係るライフサイクルコストの低減を図ります。



11 Fukushima Public Facilities Universal Design Guidelines

指針策定の趣旨

公共機関が整備する道路、河川、公園、公共建築物等の公共施設をはじめ、民間事業者による病院、店舗、宿泊・娯楽施設など、多くの様々な人が利用する公共性の高い施設（以下「公共施設等」といいます。）ユニバーサルデザインの推進は、ユニバーサルデザインのまちづくりを実現する上で、とても重要な役割を担っています。そしてその実現には、施設づくりに関わるすべての人が相互に連携し協力しながら、一つの施設（点）からそれをつなぐ線に、さらに線から面、面から空間へと、優れたデザインを連続させていくこ

とが不可欠となります。

本指針は、施設づくりに関わる方々がデザインをまとめていくための「手引き」として、以下の考え方に基いて策定しました。

公共施設はもとより、民間事業者による公共性の高い施設のデザインにおいて、本指針が幅広く活用されることを期待しています。

- 施設の利用者、設置者、設計・施工者が、ユニバーサルデザインをともに理解し、ともに考えるための共通の手引き。
- あらゆる公共施設等を網羅した体系的な手引き。
- 多くの利用者の様々なニーズを的確に反映した実用的な手引き。

県の取組み

県ではこれまで、「人にやさしいまちづくり」を目標に掲げ、高齢者や障がい者などにとっての障壁を取り除く「バリアフリー」の考え方で、施設の新設や改修等を進めてきましたが、これらは「ある特定の人のための特別な配慮」という福祉施策として捉えられてきました。

このような中、以前にもまして人権尊重などに配慮し、すべての人を視野に入れた県づくりを進めていくため、現在では、バリアフ

リーの考え方を一歩進めたユニバーサルデザインの考え方を県の基本に据え、総合的な行動指針や分野別行動計画のもと、ハード・ソフトの両面から、計画的・体系的に各種施策を展開しています。

特に、「ユニバーサルデザインのまちづくり」を県の重点施策として位置付け、できることから、可能な限り、スピード感を持って、ユニバーサルデザインに取り組んでいます。

公共施設のユニバーサルデザイン

基本理念

施設のユニバーサルデザインを実現するためには、県民や利用者、施設の設置者や設計者などが、その理念を共有することが重要です。本指針では、ソフト・ハードの両面から、県民との連

携協働により、「人」と「地域」の個性を最大限に発揮し、持続的発展が可能な社会を支える公共施設づくりを目指すという側面から、基本理念として次の5つを掲げます。

1. ともにつくるデザイン

公共施設の“いのち”は、利用者とともに育んでいくものです。また、ユニバーサルデザインは、「すべての人のためのデザイン」であると同時に、「すべての人によるデザイン」でもあります。

そのため、施設づくりの各段階で、できるだけ多様な手段で、より多くの利用者ニーズを把握し、それをデザインに的確に反映させることが大切です。また、このことが、施設への愛着や誇り、施設を大切にすることを育むことにもつながります。

2. ともに生きるデザイン

ユニバーサルデザインは、画一的なデザインを目指すものではありません。地域の特性を生かした、地域の人々に永く愛される、多様で魅力あるデザイン、地球環境を守り、人と自然とが共存できるデザイン、そして、人情や風習、歴史・文化、地域コミュニティなどを守り育むデザインが必要です。

3. ところふれあうデザイン

デザインがより優れたものとなるためには、次のような「人のところ」が重要です。

①つくる人の「ところ」

人権尊重の視点に立ち、常に、様々な利用者像を想定し、使いやすいデザインを生み出す「想像力と創造力」、そして、関係者の意見を親身になって聴き、利害を適切に調整し、デザインの必要性や妥当性を見極める「対話と調整」が求められます。

②利用する人の「ところ」

施設が持つ本来の機能を最大限に発揮するため、そして、施設だけでは十分とはいえない部分を補完するため、助け合い（結）の精神、マナー、気配り、気づきなど、利用者一人ひとりの「このころのユニバーサルデザイン」への理解と協力が不可欠です。

③管理する人の「ところ」

利便性の向上をハードのみで解決するのではなく、様々な場面に応じて、施設職員の配置計画を工夫するなど、心の通い合う、わかりやすい「対話型の施設運用」も必要です。

4. さりげないデザイン

周辺景観と調和するとともに、「このころの障壁」を招かない、「さりげなさ」と「美しさ」が求められます。

5. 追い続けるデザイン

より多くの人があくまで利用しやすいよう、試行錯誤を重ねながら利用者との合意形成を図り、施設の評価やそれらデータの蓄積を行うとともに、時代のニーズを的確に捉えながら、絶えず見直し・改善を行うという、「プロセス」と「終わりなき取り組み」が重要です。



● ハンプで歩道の段差をなくした例



基本方針

●基本方針の視点●

すべての人が、同じ場所で、同じことを、同じようにできる。

ふくしま型ユニバーサルデザインの「キーワード」、「5つの実現手法」、そして、公共施設等のユニバーサルデザインの「5つの基本理念」のもと、ソフト・ハードの両面から、地域性・環

境を踏まえ、優れたデザインを創り出すための「5つの基本方針」を次に掲げます。

1.すべての人が **快適** に利用できる施設

2.すべての人が **簡単** に利用できる施設

3.すべての人が **安全** に利用できる施設

4.さりげなく **美しい** 施設

5.どのような状況にも **柔軟** に対応できる施設

基本方針1 すべての人が**快適**に利用できる施設

- ①特定の人特別扱いされたり、いやな思いをすることのない施設
- ②右利き、左利きに対応した施設
- ③利用方法や利用状況の説明が効果的に行われる施設
- ④視覚、聴覚、触覚など多様な手段で、必要な情報が十分に提供される施設
- ⑤補助器具や補助手段を効果的に活用できる施設
- ⑥繰り返しの動作や、長時間にわたる肉体的負担が伴わない施設
- ⑦利用場所に接近しやすく、利用する広さが適切な施設
- ⑧重要なものがよく見えるよう、視線が確保されている施設
- ⑨使用しようとする全てのものに容易に手が届く施設
- ⑩少ない労力で効率的に、楽に使える施設
- ⑪利用者に不自然な姿勢を強くない施設
- ⑫プライバシーに配慮された施設
- ⑬天候や季節に左右されない施設
- ⑭疲れたときに休むことができる施設

基本方針2 すべての人が**簡単**に利用できる施設

- ①使い方を直感的に理解できる施設
- ②利用者の理解力や言語能力の違いが問題にならない施設
- ③利用者に必要な情報が容易にわかる施設

基本方針3 すべての人が**安全**に利用できる施設

- ①安全に対する配慮が等しく確保される施設
- ②危険や間違えやすい状況が発生しない施設
- ③使用方法を間違えても重大な結果につながらない施設
- ④注意が必要な操作において、不注意な操作を誘発しない施設
- ⑤危険なときや使用方法を間違えたときは、注意や警告を発する施設
- ⑥危険な部分が防護されている施設
- ⑦四季を通じて安全な施設
- ⑧災害時や不測の事態が生じて、安全に避難できる施設

基本方針4 さりげなく**美しい**施設

- ①色や形状などの印象が、利用者にとって抵抗感がなく、受け入れられやすい施設
- ②創意工夫された内容が、目立ちすぎず、さりげなくデザインされている施設
- ③地域の特性を生かし、周辺の景観と調和した施設
- ④自然や環境に配慮し、動植物にやさしい施設

基本方針5 どのような状況にも**柔軟**に対応できる施設

- ①できる限り同じ手段で利用できる施設
- ②利用者に応じた使い方が選べる施設
- ③利用者のペースに合わせることができる施設
- ④情報がその重要さに応じて提供される施設
- ⑤補助器具の使用や人的介助に十分な空間を提供できる施設

- 自転車と歩行者を分離する構造としたことで、それぞれのスムーズな通行を確保しています。



- 排水溝の蓋に凸凹加工することで、滑りにくい構造としています。

12 地域自立・活性化支援制度

地域自立・活性化総合支援制度とは

● 目的・趣旨

広域にわたる人や物の流れを活発にすることを通じて、地域を活性化することを目的としています。
地域の活性化に必要な基盤整備とソフト事業を民間活動に合わせてタイミング良く効率的に実施するための制度です。

● 内容

地域自立・活性化交付金
地域自立・活性化事業推進費

地域自立・活性化交付金の特徴

都道府県が作成する広域的な地域活性化基盤整備計画（広域活性化計画）に対し、国土交通大臣が交付金を一括して交付します。
【計画期間約3～5年、交付率 約45%】

● ハード・ソフト一体の幅広い支援メニュー

- 都道府県が実施する国土交通省所管の幅広い基盤整備事業（基幹事業）が対象。
【道路、鉄道、空港、港湾、都市公園、下水道、河川、土地区画整理、市街地再開発】
- 都道府県の自由な発意によるソフト事業等（提案事業）も対象。

● 地方の高い自主性・裁量性

- 国費は、既存の補助割合等にとらわれずに各事業別に自由に充当可能。
- 年度途中の事業間の国費の融通に係る変更手続が不要。

● 民間プロジェクトとの効果的な連携

- 事業の高い裁量性を活用して、民間プロジェクトの進捗に合わせた執行が可能。
- ソフト事業等により、柔軟に民間への支援・協働が可能。

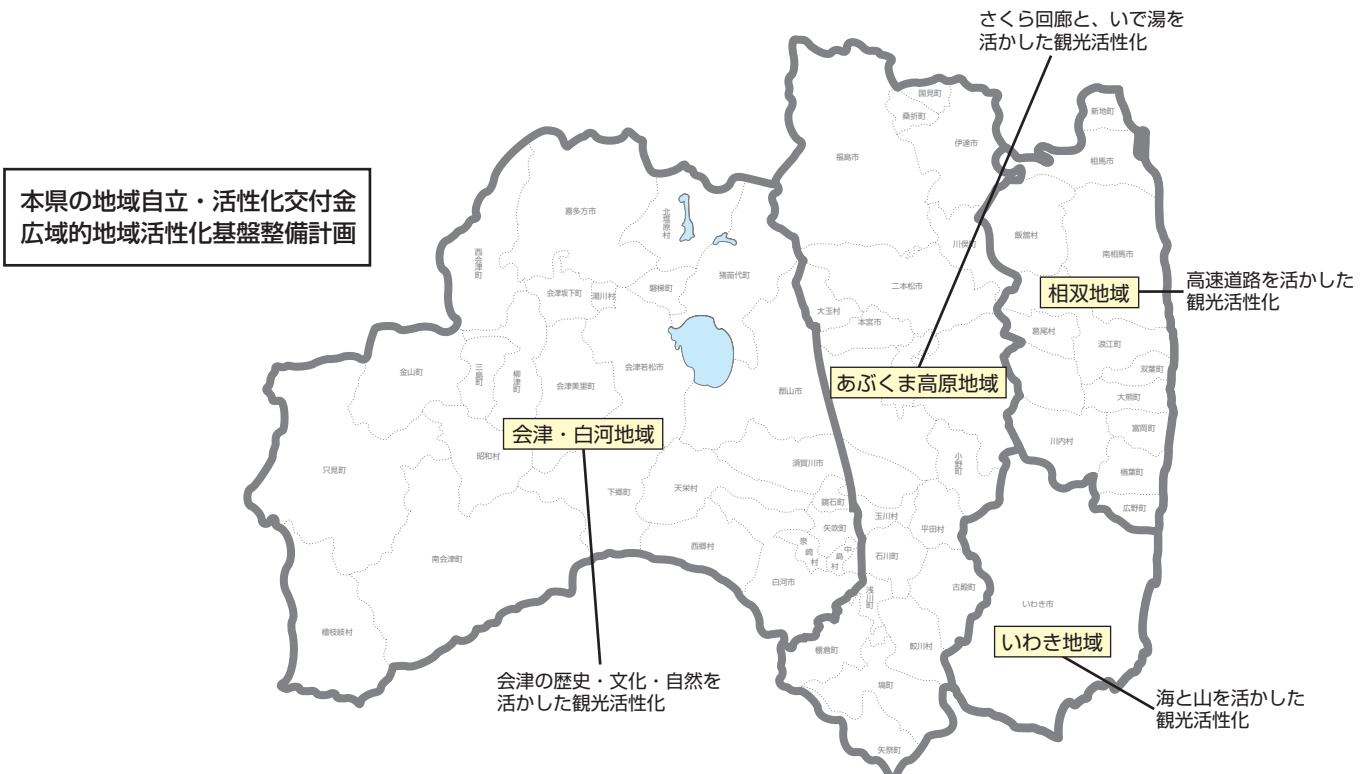
● 事後評価の重視

- 交付期間の終了後、都道府県は、事後評価を実施。
- 事後評価の結果は、都道府県と国の両方で公表。

地域自立・活性化事業推進費の特徴

広域活性化計画の効率的な推進を図るため、計画と密接に関連する直轄事業等に年度途中で予算を機動的に配分します。

- 公共事業関係費に係る事業（国土交通省が所管する事業に限られない）が対象。
- 地方負担割合は、配分される事業制度に従う。





13 合併市町のまちづくり支援

市町村合併支援道路事業とは

● 目的・趣旨

合併市町の新たなまちづくりの実現に向けて、合併市町内の県管理道路を整備し、合併市町を速やかに一体化することを目的としています。

● 対象事業

- ① 合併市町の中心部と合併関係市町村の中心部を連絡する道路の整備。
- ② 合併関係市町村内の公共施設等について、合併市町の住民による共同利用を促進させるのに必要な道路。

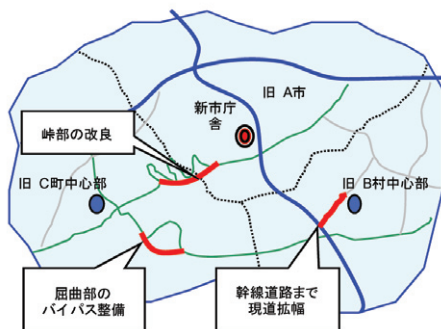
● 事業の実施期間

- 旧法分：平成28年度までの間に実施
- 新法分：本宮市は平成29年度までに実施
- 福島市は平成30年度までに実施

市町村合併支援道路事業箇所

市町村合併支援道路整備事業実施箇所（20路線23箇所）

番号	事務所	路線名	市町村名	地区名	着手年度	完了予定年度	事業内容
1	県北	(国) 459号	二本松市	西新殿	H20	H28	現道拡幅
2	県北	(-) 二本松川俣線	二本松市	油井・上川崎	H20	H25	交差点改良
3	県北	(主) 浪江国見線	伊達市	上ノ台	H20	H25	現道拡幅
4	県北	(-) 梁川霊山線	伊達市	薬師前	H20	H28	現道拡幅
5	県北	(国) 399号	伊達市	前川原	H20	H23	交差点改良
6	県北	(国) 399号	伊達市	箱崎	H20	H25	交差点改良
7	県北	(国) 399号	伊達市	上保原	H20	H23	交差点改良
8	県北	(国) 349号	伊達市	町頭	H20	H25	現道拡幅
9	県北	(主) 霊山松川線	福島市	逢隈橋	H21	H30	橋梁架替、取付道路
10	県北	(主) 本宮三春線	本宮市	高木	H22	H29	線形改良
11	県中	(国) 118号	須賀川市	松塚	H19	H28	バイパス
12	県中	(主) 船引大越小野線	田村市	今泉	H20	H23	バイパス
13	県中	(主) 郡山大越線	田村市	下大越	H20	H24	現道拡幅
14	県南	(国) 294号	白河市	大信増見	H20	H25	現道拡幅
15	県南	(主) 白河石川線	白河市	東蕉内	H20	H23	現道拡幅
16	県南	(-) 釜ノ子金山線	白河市	東形見	H20	H24	現道拡幅
17	会津若松	(主) 会津若松三島線	会津若松市	阿賀川新橋梁	H20	H28	橋梁架替
18	会津若松	(-) 会津高田会津本郷線	会津美里町	橋瓜	H20	H22	防雪柵
19	喜多方	(国) 459号	喜多方市	見頃藤沢	H20	H24	現道拡幅
20	喜多方	(主) 喜多方西会津線	喜多方市	豊岡	H20	H28	現道拡幅
21	南会津	(国) 352号	南会津町	中山峠	H19	H28	現道拡幅
22	相双	(-) 浪江鹿島線	南相馬市	上北高平	H20	H28	現道拡幅
23	相双	(-) 浪江鹿島線	南相馬市	鶴谷	H20	H27	現道拡幅



イメージ図



国道352号(中山峠)

14 道路施策のメニュー

福島県新道路計画の基本方針と基本方針別整備計画

交流・連携（ふれあい）

広域的な連携・交流を促すふくしまの道づくり

・（主）矢吹小野線（福島空港・あぶくま南道路）等の地方道改築事業など

地域連携・地域生活を支えるふくしまの道づくり

・（主）郡山湖南線（三森Ⅰ、Ⅳ工区）等の緊急地方道整備事業など

まち・活力（いきいき）

都市の活動を支えるふくしまの道づくり

・国道118号（若松西バイパス）等の国道改築事業など

暮らし・安全（あんしん）

安全で安心な暮らしを支えるふくしまの道づくり

・国道118号（小沼崎バイパス）国道改築事業など

雪や寒さを克服するふくしまの道づくり

・国道400号（田島バイパス）等の国道改築事業など

環境・景観（うるおい）

自然環境や景観と調和したふくしまの道づくり

国道289号（南倉沢バイパス）のエコロードなど
国道114号（浪江拡幅）等の国道改築事業など

国道事業

● 国道改築事業（補助事業）

高速交通ネットワークと地域間を有機的に連結し、体系的なネットワークを形成するため、県が管理する一般国道（いわゆる三ヶ塔国道）の拡幅や線形の改良、またはバイパス整備により、改良工、橋梁工、トンネル工、舗装工を実施する。

- 国道121号 大峠道路（喜多方市）
- 国道288号 三春西バイパス（郡山市・三春町）
- 国道289号 荷路夫バイパス（いわき市）ほか



▲国道288号（三春西BP）の施工状況

● 国道第一種改良事業（補助事業）

県が管理する一般国道において、局部的に線形、勾配が不良のため交通の障害となっている区間の除却や、人家連たんで交通の危険が甚だしい区間を除却する小規模な改良工事で緊急に実施する必要があるもの。

- 国道252号 早戸バイパス（三島町）
- 国道399号 手古岡バイパス（川内村）ほか



▲国道289号（荷路夫BP）貝泊大橋の施工状況

● 県南地方と会津地方を結ぶ甲子道路

国道289号は、福島県における7つの生活圏相互を結ぶ縦横6本の連携軸のひとつに位置づけられている重要な路線ですが、下郷町と西郷村の間は、険しい甲子峠に阻まれ自動車通行が不能となっております。

本県では、交通不能区間の解消を目的に昭和50年度から甲子道路整備事業に着手し、平成20年9月21日に全線開通となりました。

開通により、年間を通して安全・安心な通行が可能となり両地域の交流・連携が促進され、活力や魅力ある地域としてさらに飛躍していくことが期待されます。



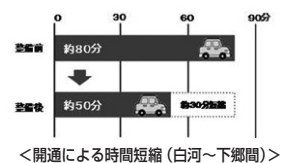
開通式

縦横6本の連携軸



◇ 甲子道路開通効果 ◇

白河～下郷間の交通不能区間が解消され、年間を通して安全・安心に通行出来るようになりました。



地方道事業

● 地方道改築事業（補助事業）

高速道路のアクセス道路や橋梁、トンネルなど大規模構造物のある箇所など、特に整備効果の高い県道の拡幅や線形の改良、またはバイパス整備により、改良工、橋梁工、トンネル工、舗装工を実施する。

- (主)矢吹小野線（福島空港・あぶくま南道路）



● あぶくま高原道路（平田IC）

● 緊急地方道整備事業（地域活力基盤創造交付金（仮称））

公共施設の整備等に関連して、または地域の自然的もしくは社会的特性に即して、地域住民の日常生活の安全性、利便性の向上または快適な生活環境の確保を図るため、一定の地域において、一体的に行われる必要のある複数の要素事業から構成される事業であり、県道または市町村道の比較的小規模な改築または修繕事業を対象とする。

- (一)南福島停車場線 大森（福島市）
- (主)いわき石川線 石川バイパス（石川町）ほか

開通前



開通後



● 開通した郡山湖南線（三森工区）

● 地方特定道路整備事業（単独事業）

地域が緊急に対応しなければならない課題に応じて、地方公共団体からの要望が特に強い特定の道路を、補助事業に単独事業（本事業）を効果的に組み合わせて実施する事業である。

- (主)勿来浅川線 本坂（鮫川村）
- (一)壺楊本町線 西館橋（猪苗代町） ほか

● 道路整備事業（県単独事業）

補助事業として採択されることが困難な未整備区間のうち、生活に密着した道路で必要性・緊急性の高い箇所において、線形・勾配が不良な箇所や、幅員狭小で交通の障害となっている箇所などの局部的な改良を実施する。

- (一)湯野上会津高田線 尾岐窪（会津美里町） ほか

● 地域の実情に見合った道路整備（1.5車線の道路整備）

○整備すべき道路の形状や工法を工夫し、地域特性や交通特性など地域の実情にあった（全国画一的でない）道路整備を進め、事業効果の早期発現、コスト縮減、環境負荷の軽減に取り組みます。

○主要な事業箇所

- (一)高萩塙線（塙町・木野反工区）

施工前(W=2.5(3.0)m)



至高萩

施工後(W=4.0(5.0)m)

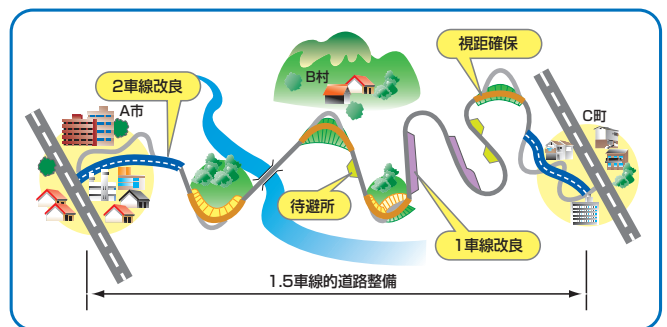


至高萩

整備予定箇所



至高萩



地域自立活性化事業（地域自立活性化交付金）

相双、会津・白河、あぶくま高原、いわきの県内4地域において、都市と農村の交流促進や観光の振興等各地域の特色を活かした広域的な活性化を図るため、幹線道路や観光施設間を結ぶ道路の整備を実施する。

○ 国道288号線 玉ノ湯（大熊町） ほか

国直轄道路事業負担金

国が管理する一般国道において、国直轄事業として実施する改築、維持修繕、沿道改善、交通安全施設整備、電線共同溝などの事業費の一部を県が負担するもの。なお、県に代わって国が事業を実施する直轄権限代行業業を含む。

● R4号 本宮拡幅

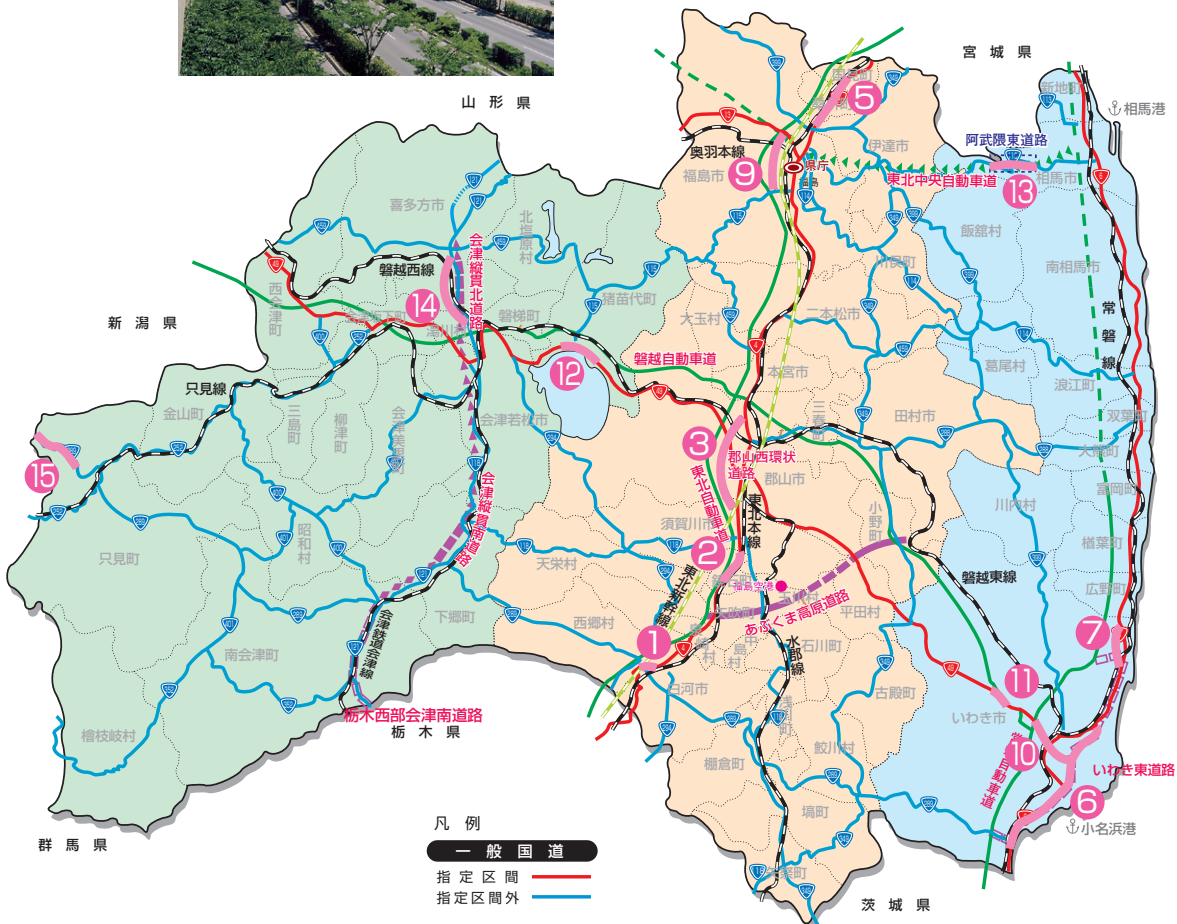


● R13号 福島西道路



平成21年度国直轄事業一覧

路線	箇所名	市町村名	延長(m)	市町村名		備考
				計画延長(m) (全幅/車道)	指定延長(m) (全幅/車道)	
① 国道4号	白河拡幅Ⅱ工区	西郷村～白河市	5,200m	(30.0/14.0)	—	郡山国道事務所
② 国道4号	鏡石拡幅	鏡石町	4,500m	(30.0-40.0/14.0)	—	郡山国道事務所
③ 国道4号	あさか野バイパス	須賀川市～本宮町	17,200m	(30.0-40.0/14.0)	—	郡山国道事務所
④ 国道4号	伊達拡幅	伊達市～国見町	9,100m	(27.0/14.0)	—	福島河川国道事務所
⑤ 国道6号	常磐バイパス	いわき市	27,700m	(25.0/14.0)	(19.0/7.0)	磐城国道事務所
⑦ 国道6号	久之浜バイパス	いわき市	6,000m	(25.0/14.0)	(19.5/7.0)	磐城国道事務所
⑨ 国道13号	福島西道路	福島市	7,700m	(40.0/14.0)	(20.0/7.0)	福島河川国道事務所
⑩ 国道49号	平バイパス	いわき市	7,700m	(25.0/14.0)	(19.0/7.0)	磐城国道事務所
⑪ 国道49号	北好間防災	いわき市	1,750m	(11.25/7.0)	—	磐城国道事務所
⑫ 国道49号	猪苗代拡幅	猪苗代町	7,300m	(28.0/14.0)	—	郡山国道事務所
⑬ 国道115号	阿武隈東道路	相馬市	10.7km	(12.0/7.0)	—	権限代行・福島河川国道事務所
⑭ 国道121号	会津縦貫北道路	喜多方市・金野町	13,100m	(20.5/14.0)	(12.0/7.0)	権限代行・郡山国道事務所
⑮ 国道289号	八十里越	只見町	—	権限代行全長11,800m (福島県分7,800m)	(9.0/6.0)	権限代行・長岡国道事務所

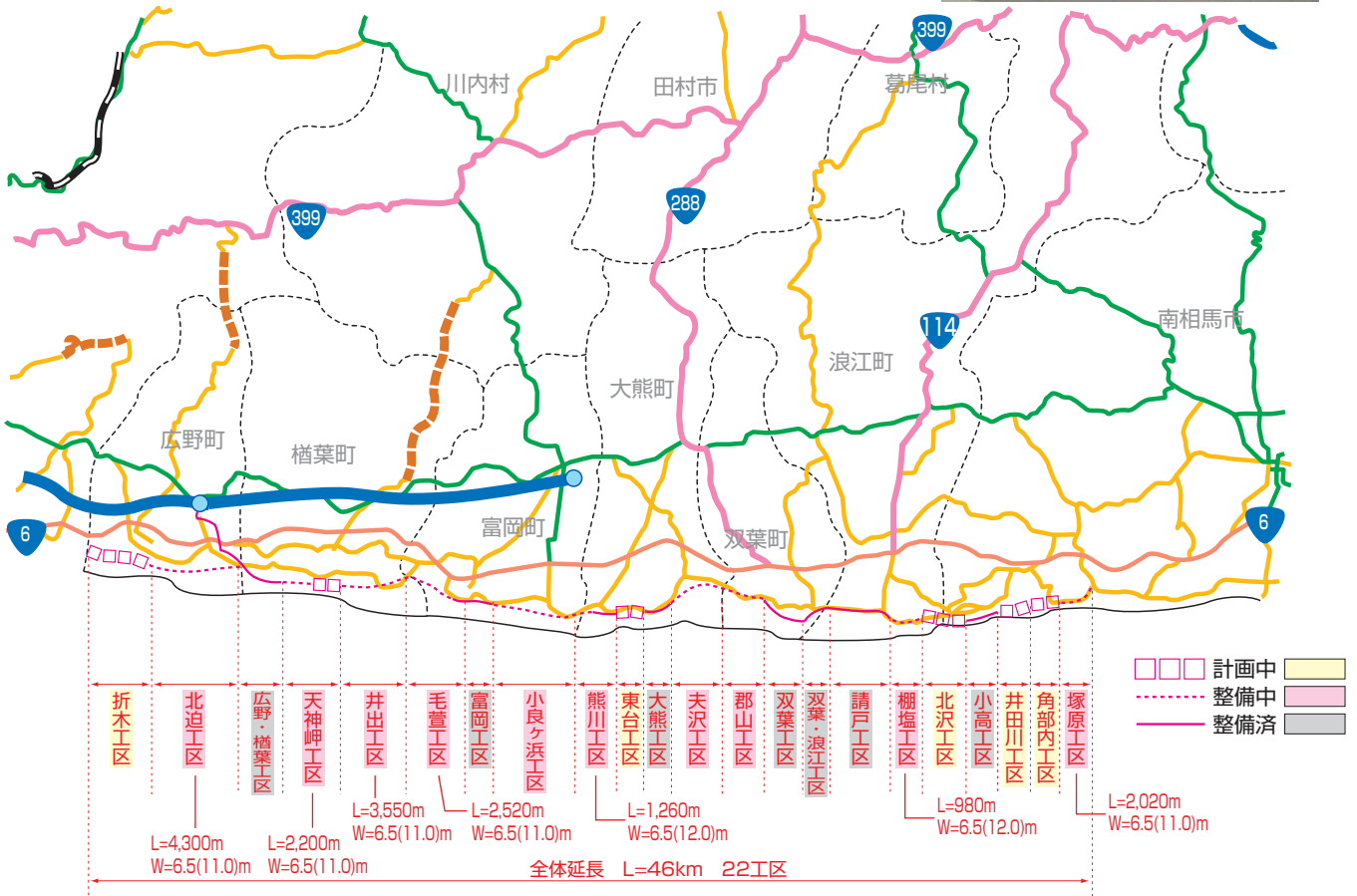




電源立地促進事業（電源立地地域交付金事業）

発電用施設等の周辺地域またはこれに隣接する市町村の区域の住民が、通常通勤することができる地域内における事業であり、雇用の安定・促進等に関する施策と整合のとれた事業の実施を目的とした電力移出県等交付金を財源とする事業である。

● (一) 広野小高線（富岡工区）



道路橋りょう調査（県単独事業）

道路の改良整備計画及び橋梁の整備計画の計画的な執行を図るため、基礎資料の作成や事業実施予定箇所の事前調査及び概略設計、予備設計等を実施する。

【道路調査・橋梁調査・会津縦貫南道路調査・国道115号（相馬～福島）計画調査】

市町村道整備代行事業（地方道路整備臨時交付金）

過疎・山村地域とその他の地域との交通の確保及び地域間交流の促進と、豪雪地域内の産業の振興と民生の安定向上を目的として、基幹的な市町村道の新設又は改築に関する工事を県が市町村に代わって施工を実施する。

○ 南会津町道唐沢線 ほか3箇所

● 磐梯町道 大寺小中野線



福島県新道路計画の基本方針と基本方針別整備計画

交流・連携（ふれあい）

地域連携・地域生活を支えるふくしまの道づくり

- 国道49号 「道の駅」 ひらた（H21供用予定）
- 国道289号 「道の駅」 しもごう（H21供用予定）
- 猪苗代塩川線 「道の駅」 ばんだい（仮称）【登録へ向け整備中】
- 国道349号 「道の駅」 ふるどの（仮称）【登録へ向け整備中】
- 国道6号 「道の駅」 よつくら（仮称）【登録へ向け整備中】

道の駅整備

1. 目的

「道の駅」は、道路利用者への安全で快適な道路交通環境の提供および地域の振興に寄与することを目的としています。

2. 機能

「道の駅」は、道路の沿線に駐車場やトイレなどの休憩機能と、道路情報や地域情報の発信機能、また、交流を促進する地域連携機能の3つを併せ持つ施設です。

3. 登録・整備概要

平成5年度の登録制度の運用開始以来、これまで17箇所が登録されています。（H21.4.1現在）

「道の駅」の整備方法は、一体型道の駅・単独型道の駅の2通りに区分されます。

一体型道の駅は、トイレ・駐車場などの休憩施設を道路管理者が整備し、物販・レストランなどの地域振興施設を市町村が整備するものです。また、単独型道の駅は、休憩施設及び地域振興施設を市町村が単独で整備するものです。

なお、県内には一体型道の駅が13箇所、単独型道の駅が4箇所登録されています。

●「道の駅」ふくしま東和 R349 二本松市太田地内



凡例

